

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 会報 No. 50 / 発行: 2025年8月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

ヨ一赤桃山105号 市民測定所氣付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushima-kyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



6・16最高裁共同行動 1200人のアーティストで最高裁を包囲

去る6月16日、原発事故の国の責任を否定した6・17最高裁不当判決を正そうと全国から1200人が集まり、最高裁をヒューマンチャレンジで包囲し、抗議の声をあげました。京都からも16名が参加しました。

主催したのは、
「6・17最高裁共同行動2025実行委員会」。昨年、京都訴訟原告団も加盟する原発被害者訴訟原告団全国連絡会を中心¹に、福島原発刑事訴訟支援団、東電株主代表訴訟、ひだんれん、公害総行動実行委員会など16団体が実行委員会を結成し、6月17日に最高裁包囲のヒューマンチャレンジを成功させましたが、今年は実行委員会への参加団体が6団体増え、22

宣言。それ以降、20団体からのスピーチを交えながら、参加者がとなりの人と手をつなぎヒューマンチエーンを3回にわたつて完成させました。

15日には日本環境会議主催の市民シンポが明治大学駿河台キャンパスで開催され、200人定員の

前日にはプレ企画も

「暑くて大変だったが、頑張つてすべての不条理と闘う人々がたくさんいることを確認し、元気にならし明るくなれる」

当日集めた参加者の感想文には、「最高裁判に対する怒りを再確認。怒りを共有して嬉しいです」「参加して良かったです。この直接行動が大切であると思います」

えのない人権が守られるまで、手を繋いで闘いを続け、次世代にバトンを繋いでいくことを改めて誓います」という集会宣言を採択して行動を終えました。

「えの力になつてい
る」と参加者を激励
しました。

そのあと、近くの
錦華公園に集合し、
約200名が秋葉原
方面までデモを敢行
しました。

起し、困難な局面を
変える力となるなど
の教訓を語りまし
た。ジャーナリスト
の後藤秀典さんは
「司法崩壊」の現状
を述べると共に「其
同行動は最高裁を変

会場に入りきれないので埋めました。





最高裁共同行動 参加者の感想

いつでも独りLIV
E中(広い意味でね)
&人生50年で良いと
思う池田です。

15 日は明治大学へ、学内は9F。小林さんと堀江さんと合流できて署名集めを手伝い、先生方のお話に司法の歪みを感じました。その後は錦華公園からのデモ行進、先頭と後方のコールとナレーションに被りが生じているのが現場でも、UPされた動画を見

謝
で
す

旗を起てて訴えを叫ぶ（スピーチ、共通コール）のですが、それがとても高く感じましたね。見上げるくらいしなきや声は向こうに届かない。壁だなと思いましたね。ヒトが創つたね。

今回初めて共同行動に参加しました。ヒューマンチェーンは1,154名だつたとか。これが喜ぶべき数字なのは解りませんが、ヒメネスダマリー報告書の「避難者が東電より

原告・川崎安弥子さん

昨年12月18日の大阪高裁での不当判決を受けて、何か心にぽつかりと穴が空いてしまったようになっていた私は、ヒューマンチャーンの会場で、様々な訴訟で闘い続けていた原告の皆様、支援者の皆様の力強い「笑顔」や青い空に映える色とりどりのバナーに「またここから頑張ろう」と胸が熱くなりました。

不当判決が出されても、原発事故による被曝から命を守るために避難し、それを長期に渡つて継続しなければならないことは事実なのだから、今後とも諦めず、歩み続けたいと 思います。

この日のために、ご尽力くださった皆様に心より感謝申しあげます。

も公平だと信じている」とした司法が歪められている現状が進退なく過ぎて行くのを静観したくはないと思いましたね。

最高裁共同行動を通じて、感じることと学ぶことがたくさんありました。同じ状況で苦しみ、同じ思いで闘つ正在する人がたくさんいることを、普段以上に痛感した2日間でした。年に1度東京に集まる意味の1つではないかと思います。みんな最高裁判決が出なければ一番よかつたのですが…。

シンポジウムで、原発事故は国際問題だという言葉がありました。本当にその通りだと思います。福島だけ、日本だけの問題ではない中で、日本人がいかに原発や事故に対して問題意識を持つてないかが再確認しました。それをどう克服していくのか、もつと考えを深めていきたいです。

またデモと最高裁前の行動を通じて、もつと広い世代に問題意識をもつて自分たちの言動に繋げてもらうには、アピール方法等の工夫が必要で

はないかと感じました。理解しやすく、少しでも関心を持つてもらうためにはどうしたら良いのか。答えはまだ自分でも見つけられていないのですが、小さくてもできることがないかを考え続けるつもりです。

力村が、マスコミ、世論誘導、ロビー活動にかける膨大な金額のことを考えると、絶望的な気分になりますが、それでもあきらめずに声をあげて各方面に働きかけて行くしかないのだなあと思いまし
た。

シンポジウム終了後のデモでは、突如コーラーを仰せつかり、お茶の水から秋葉原までデモ行進をしました。『原発事故は国の責任!!』等々コールしているうちに、司法、行政、この国のある方に『ふざけんなよ、この野郎』と怒りが再燃しました。

翌日 16日の最高裁包囲ヒューマンには、1200人が最高裁を取り囲みコールをしました。暑い中、約2時間立ちっぱなしは正直、しんどかったです。が、最高裁のロビーで、おかしな方向に傾いている女神デミスの天秤が、『きちんと元の位置に戻れ!!』といふ願いを込めて要塞のような裁判所に向

かつて叫びました。

今回の最高裁包囲ヒューマンチエーンとプレ企画は去年12月18日の大阪高裁判決で、小さくなつていた私の闘志に怒りの燃料をチャージしてくれたイベントでした。

原告・高木久美子さん
最高歳包囲行動に
参加してきました。
2022年6月17



前日の15日はデモがありました。雨降

いが伝わり気持ちも
上がりります。炎天下
の中でしたが、力強く
くみんなで大きな声
でコールし、自分が
今できることを微力
ではありますがその
時間、精一杯やつた
と思います。ありがとうございました。

船を並べたりと、
様々な形で皆でアピ
ール出来たので目立
つ事が出来ました。
昨年よりも参加人数
も多く盛り上がりま
たり ヒンク色の風

告の皆さんを含めて総勢16人以上も参加して下さいました。とても心強く嬉しかったです。

各地の原発賠償訴訟団だけでなく、他の裁判の団体だったり、汚染水反対の方々がプラカードを並べたりされていました。

日の初の最高裁判決の日は期待をしながら私と小林さんも参加しましたが、国の責任はないと言う判決に愕然とした事を忘れられません。

昨年12月の私たちの高裁判決も自暴自棄になりそうな位の悔しい判決でした。被害を被つた多くの者達の訴えを敗訴にし、国の責任はないなどと司法の判決で世の中は福島原発事

故を大した事故ではなかつた?と捉えられてゐるようで、怒りと諦めとモヤモヤした気持ちがぐるぐる回ります。6・17判決以降、あちらこちらで敗訴が続いており、この国のシナリオを誰が作り、弱いものを置き去りにしようとしているのだろうかと探し回りたくなります。

り予定でしたが、私が達がデモに行く前に雨が降り止んだのを、何かに応援されているような気がして嬉しかったです。この日は京都訴訟原告団からは9人の参加でした。

した。各訴訟団での不当判決が相次いでいたので、皆さんが「とても気落ちしているのではないか?」と不安でした。が、そのような雰囲気は感じませんでした。むしろとても頼もしく感じました。

今年7月31日。福島第1原発の爆発に伴う事件で神奈川県へ避難した5世帯の原告が国と東電を相手に賠償請求してい

原告・福島敦子さん

法が最高裁の 6・17 でした。横浜地裁は原告の賠償訴訟の判決日でした。横浜地裁は国の責任を認めない判決を言い渡しました。かながわ訴訟の第 1 陣地裁判では貞観津波到来に基づいた知見による予見可能性を認めていましたが、今回の 2 陣地裁判はこの知見すら「要調査」とし、判断を伝えるやいなや 3 人の裁判官がそそくさと法廷をあとにしたとのことでし た。傍聴していた人たちが大きな衝撃を受けたと聞くに、「司 が 24 年間仕事をして抱かざるを得ません。洗脳と思つた理由には、井戸謙一先生、樋口英明元裁判官の共著「司法が原発を止める」に詳しいです。井戸先生は新任研修で「最高裁判決の拘束力」を長時間議論した記憶、樋口元裁判官は研修所の教官に「新人研修性が加わる」合議体で、たとえば裁判長





いた人、右陪席は8年仕事をしていった人であればその24対8の重みがあるということを自覚しなさい」と言われ、「最高裁が判決するように判決しなさい」という話も違う場所で聞いたということが書かれていたことで着想はたやすいのです。忖度と洗脳と、そのあとにくる「三権連立」。

今年で2回目を迎える6・17最高裁包围行動は6月16日に行われ、被災者た

ち、その関係訴訟団として、それらを支援してくださる幅広い方々と共にしました。ヒューマンチェーンは1200名の大きくて強い輪となり、力強いシップレヒコールと抗議に満ちた音楽とともに最高裁判所を二重にとり囲みました。

照り付ける日差しの下、実行委員であつた私は、本部から熱気に満ちた雰囲気とみなさん一人一人の闘志に燃える顔を見ていました。この

行動から、最高裁判所内の裁判官らは私たちの声を真摯に受けとめて、不当判決を自身のもとで覆していました。いよいよ京都都訴訟も最高裁にて係属先を待つていて状態です。これからも共闘していただければ心強いです。

原告・堀江みゆかさん

行動から、最高裁判所内の裁判官らは私たちの声を真摯に受けとめて、不当判決を自身のもとで覆していました。いよいよ京都訴訟も最高裁にて係属先を待っている状態です。これからも共闘していただければ心強いです。

16日最高裁包囲行動は、予想以上に暑くてかなりしんどかったのですが、発言者の声がよく聞こえ、一体感があつたように思います。この行動では、久しごりにお会いする方も多く、それだけでも元気をもらえます。同じ思いを持った人たちが全国各地から集まり、最高裁に向かって声を上げることは、仲間がいることを実感すると同時にとても力強く、本当に勇気づけられます。

ことだろうと思いま
す。私たち原告もそ
うですが、原発問題
だけではなく、社会の
幅広い年代の人があ
つと関心を持ち、実
際に参加し行動する
ことが大切だと改め
て実感しています。
次の世代にも繋がるよ
うに、これからも共に
頑張りましょう。

3・11から14年。最高裁判所に行く事になるなんて。人生、何が転機になるかわかりません。水戸喜世子さんの「判決が出る度に嘆くのはやめましょう」の言葉が心に残りました。嘆いている時間がもつたいいない。多くの人々が自分事としての気付きを持つてほしいと改めて強く思いながら帰途につきました。

た。各訴訟の共通点として、①国会・マスコミ対策の重要性、②政治家は計算半分・共感半分、③国会・マスコミ対策の良きアドバイザーを得ること、④政治家による恫喝・妥協誘導に毅然と対応してきたと指摘。各裁判毎の「勝負所」についての話は、大変興味深く参考になつた。私たちの訴訟においても、最高裁判決がどのような内容になつても、解決要求が明確であれば、解決への道筋は必ず見えてくると確信することができた。

司法よ、国民の憂いは頂点に達している

現在の国民、将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の基本的人権」と、電力会社の利益追求を天秤にかけ、どちらを守るのか。6月6日、東京電力株主代表訴訟で東京高裁判決が示した判断に、国民の怒りと憂いは頂点に達しています。司法は、いったい何を守ろうとしているのか、と。

今日2025年6月16日、全国からここに参集してあげた私たちの声に、全ての司法関係者は素直に耳を傾けるべきです。それは、決して一部の者の杞憂ではありません。あたかも「力が正義である」と言わんばかりの世界の潮流が、この国の司法をも飲み込もうとしているのではないかと恐れ、目の前で展開されている現実に、怒りをこらえきれず、心の底から憂えている多くの市民・国民の声を代表するものだからです。

昨年6月17日、私たちはここで、「6・17判決を正せ」「司法の独立どこ行った！」と訴えました。それは原発事故被害者訴訟に象徴される司法判断が、いまや「国民一人ひとりの命と生活を脅かしかねない危険水域に入った」という共通認識からでした。そして、司法は「本来の姿を取り戻せ」という切実な願いでした。それに司法は、どう応えたのでしょうか。

東京電力福島第一原発事故は、幾十万の人々の日常だけではなく、かけがえのない命まで奪い、地域社会を破壊し、豊かな自然を百年単位で汚染し、15年経った今も、収束の道筋さえ見えません。人権をあらゆる形で侵し続ける未曾有の惨事です。原発事故は自然災害ではありません。明らかな人災です。想定外の地震と津波のせいにして「国に責任はない」とする6・17 最高裁多数意見判決の判断に誰が納得するでしょう。これを改めようとせず、ひたすら追従し続ける下裁審。国の責任否定に止まらず、刑事裁判で東電の責任まで否定してはばからない最高裁。そこに通底するのは、日本国憲法が至上の価値として保証する「人権」の軽視ではないでしょうか。司法が拠り所とすべき「憲法に対する認識の劣化」が進行しているとしか思われません。

これは原発問題に限ったことではありません。アスベスト、水俣病を巡る判断の退行、沖縄をはじめとする南西諸島の軍事要塞化、戦争を招きかねない安保法制、最低限の生活すら削ろうとする福祉政策などに共通するものです。暴走する行政の下でうめき声をあげている「人権」。それを守るのは誰か。司法がこの役割に応えられないとすれば、私たち市民・国民は一体どうすればいいのか。その悲痛な思いが、今日ここで上げられた声です。

私たちは、決して諦めません。最高裁は正義の女神テミス像の掲げる天秤の傾きを、元に戻してください。司法に関わる全ての人の良心は、必ず生きていると信じています。理屈をこね回すのではなく、いま一度、目を拭って現実を見つめて直して下さい。そして人権を守って下さい。

私たちは、司法があるべき姿を取り戻し、かけがえのない人権が守られるまで、手を繋いで闘いを続け、次世代にバトンを繋いでいくことを、ここに改めて誓います。

2025年6月16日

6・17 最高裁共同行動参加者一同

支援する会総会 & 学習講演会開く

7月19日、支援する会総会＆学習講演会を開催しました。昨年度は大阪高裁にコピペ判決を出させないように様々な取り組みをしました。5月22日の結審期日には裁判所一周の「300人風船パ

レード」を成功させ、それ以降、大阪高裁宛ての「1万人ハガキ運動」に取り組みました。

また、避難者についての理解を広げるために映画「決断」の自主上映会を各地で開催しました。にも拘わらず、高裁判決はまだして

決は最高裁自身の判断で正す」を合言葉に、最高裁に対する要請行動、最高裁包围の共同行動をはじめ、京都や関西圏での様々な共同行動に参加します。

理由の概要について弁護団から説明を受けました。「責任論」については森田基彦弁護士が、「因果関係」については田辺保雄弁護士が、「損害論」については井関佳法弁護士が説明しました。この紙面ではその全てを伝えることはできないので、上告理由書と上告受理申立理由書については支援する会のホームページをご覧ください。(HPはこちら)

2024年度特別会計決算

積立金額		700,000
5/22結審期日 (5世帯7人参加)	234,241	465,759
12/18判決期日 (5世帯5人参加)	195,837	269,922

* 残金269,922円は一般会計に雑収入として繰り入れ

【2025年度活動方針】

*最高裁の不当判決は最高裁自身の判決で正す！

昨年12月18日に不当判決を出した牧賢二裁判長、島戸真・内田貴文両裁判官に対しては、「恥を知れ」と改めて強く抗議しておきたいと思います。

牧裁判長らは、不当判決を出してそれで終わりかも知れませんが、私たちは終わることはできません。福島原発事故における国の責任を認めさせることは、避難の権利を認めさせ、損害を賠償させることに留まりません。京都訴訟の原告の中にも、既に健康被害が明らかになっています。原発事故被害者に対する健康手帳の交付、検診と医療の提供、健康被害に対する生活保障、健康維持のための施策、住宅提供、雇用保障等の恒久対策を政府に実施させるためには、国の責任を認めさせることが必要です。

京都訴訟は第3ラウンドの闘いに入りました。上告・上告受理申立の原告数は39世帯94名、うち東電にも申し立てたのは、17世帯36名です。多くの原告が上告・上告受理申し立てを行いました。弁護団は6月末までに、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出しました。今後、最高裁での闘いが本格的にはじまります。

私たち支援する会は、「最高裁の不当判決は最高裁自身の判決で正す」ために、原告団・弁護団とともに全力で闘います。

（1）最高裁に対する取り組み

①最高裁判所あて「6・17 不当判決は最高裁自身で正してください」署名を全国に広げよう。

②最高裁での係属小法廷が決まれば、京都訴訟として要請行動を行います。

③先行する訴訟団が行う最高裁要請行動に積極的に参加します。

(2) 国会議員への働きかけ

①支援全国ネット等の協力を得て、関係する国会議員への働きかけを具体化します

(3) 政府・東電交渉について

①原告（被害者）としての譲れない要求を再確認し、関係省庁、東電との交渉を具体化します。

(4) 共同行動への参加

①最高裁包囲行動に引き続き参加します。

②全国・関西・京都の共同行動に積極的に参加します。

- ・脱原発京都（大飯原発差止）訴訟、バイバイ原発きょうと、チエルノブイリフクシマ京都の集い、老朽原発動かすな実行委員会、平和と民主主義をめざす全国交換会など

（5）被害の実相を広げるために

- ①映画「決断」上映会&原告のお話会をさらに広げます。
 - ・2024年7月～12月の上映実績12会場・15回上映鑑賞者380名
 - ・2025年1月～6月の上映実績3会場・3回上映鑑賞者58名
- ②節目での集会や講演会を開催します

【2024年度活動報告】

〈2024年〉

- 4月 7日 ふしみパレードの会・学習会&スタンディング (川崎・小山・福島、奥森)
14日 大手筋署名行動 (川崎・小林・小山・高木・福島、池村・奥森・橋本)
16日 大阪高裁前宣伝&団体まわり (萩原・福島・堀江、奥森・神田・藤田)
20日 原告・弁護士交流会 (郡山市) …原告6名、ZOOM 1名
26日 京都団体まわり…ラボール京都 (萩原・堀江、奥森)
5月 1日 京都メーデー (萩原、奥森・中田)
3日 憲法集会 (小林・萩原、奥森・中田・橋本)
12日 映画「決断」上映&支援する会総会
22日 控訴審結審期日 (大阪高裁) …300人風船パレード成功、28名の原告が出廷。
6月 9日 老朽原発動かすな集会 (大阪うつぼ公園。川崎・小林・堀江、奥森・菊池・登・橋本・藤田)
15日 最高裁不当判決をただす関西行動 (川崎・小林・堀江、奥森・中田・登・橋本・藤田)
17日 最高裁包囲共同行動 (川崎・小林・福島・堀江親子、上野・菊池・竹沢)
28日 京都団体・労組要請行動 (小林・堀江、奥森)
21日 原告弁護士交流会&原告団総会 (京都弁護士会館)
26日 ZENKO ワンデイアクション (大阪高裁一周パレード) …川崎・小林・萩原・堀江
8月 4日 原告・弁護士交流会 (郡山市)
9月 26日 子ども脱被ばく裁判の最高裁要請行動 (小林、上野)
10月 14日 関西団結まつり (小山・萩原・堀江、上野・奥森・菊池・佐藤・中田・橋本・藤田)
18日 だまっちやおれん愛知岐阜訴訟の最高裁要請行動 (小林、上野)
反戦集会 (円山音楽堂。川崎、奥森・菊池・佐藤)
さよなら原発伊丹集会 (小林、登・藤田)
29日 大飯原発差止訴訟 (福島さん本人尋問。小林・堀江、梅谷・奥森・登・橋本)
11月 3日 京都憲法集会 (川崎・小林、白土、佐藤・中田・橋本)
大阪憲法集会 (萩原、藤田)
9日 月桃の花歌舞団公演 (小林・高木・萩原、中田・橋本)
24日 判決前集会 (京都弁護士会館。井原夫妻・川崎・小林・高木・萩原)
12月 8日 とめよう原発依存社会への暴走 (関電本社前。川崎・高木・堀江、藤田・橋本)
14日 国連女性差別撤廃委員会の報告会 (川崎・小林・園田・高木・萩原・福島・堀江、奥森・菊池・登)
18日 控訴審判決 (大阪高裁。原告25名が出廷)

〈2025年〉

- 1月 30日 ひだんれん政府交渉 (小林)
2月 2日 大阪高裁の不当判決は許さない 最高裁での勝利をめざす集い (京都弁護士会館)
16日 チェルノブイリ・フクシマ京都の集い (福島・堀江、橋本)
3月 8日 バイバイ原発きようと (楓・川崎・小林・萩原・堀江、石田・奥森・菊池・佐藤・登・橋本)
メモリアルキャンドル in 向島 (川崎・高木、奥森・神田・菊池・登)
琵琶湖集会 (福島)
9日 バイバイ原発なら (福島)
20日 阪急茨木市駅署名行動 (堀江)

* これ以外に大阪高裁前宣伝行動を定期的に実施。映画「決断」自主上映会を高の原、新田辺、京都市下京区、奈良市、喫茶 Your、京都市向島、東大阪、綾部市、大阪市城東区、茨木市、福井市、木津川市で開催。

最高裁闘争のためにカンパにご協力ください！

【郵便振替口座】

口座番号: 00930-0-172794



口座名称: 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望する方は、
通信欄にメールアドレスをご記入ください。
※皆さまの会費が会の活動を支えていますので、
会費の切り替えをどうぞよろしくお願ひします。

ひょうご訴訟
関西訴訟

ひょうご訴訟控訴審期日開始！関西訴訟いよいよ結審！

- 9月 6日(土) 「さあ控訴審だよ！スタートダッシュ集会」
時間: 13:30~16:30
場所: 神戸市婦人会館 5階さくら
10月 20日(月) 控訴審第1回期日 14:30~
大阪高裁 202号法廷

- 9月 11日(木) 第56回期日 10:00~17:00(集合は10時)
12月 24日(水) 第57回結審期日 時間未定
※どちらも大阪地裁本館 202号法廷

最高裁に上告理由書等を提出

京都訴訟弁護団は、

6月末に最高裁に上告

理由書および上告受理

申立理由書を提出しま

した。上告理由は、原

判決(高裁判決)が憲法

に違反している、原判

決には理由の不備があ

るなどを指摘するも

の。上告受理申立理

由は、判例違背(原判

決に最高裁の判例と

相反する判断がある

や経験則違背などを

指摘するものでなく

てはなりません。こ

の上告受理申立理

由の要旨を紹介し



上告受理申立理由

◆判例と相反する判断

不作為型違法行為

(規制権限を行使しな

かたこと)が違法行

為にあたる場合)にお

ける結果回避可能性

は、適切な作為義務

があれば、損害発生

を「相当程度」防ぐ

ことができたかとい

う「相当性」の有無

により判断するのが

判例の規範である。

筑豊じん肺訴訟最

判(最高裁判決のこと)

は、「上記の保安規則

の権限(省令改正権限

等)が適切に行使され

ば、それ以後

の炭鉱労働

者のじん肺

の被害拡大

は相当程度

防ぐことができ

てきるものと

いうことができる

とし、「保

安規制の権

限を直ちに

行使しないで

いたことは「違

法」だと判断

◆伊方原発最判に違背する

◆経験則違背その1

原判決は、「予見可

能性の判断基準には

あるとの考え方があ

るが結果回避可能性

を認定した。ところ

が結果回避可能性

を認定した。

水密化を否定した。

る。また泉南アスベ

スト訴訟最判も、「局

所廃棄装置」の設置

により石綿工場の労

働者が石綿の粉塵に

曝露することを相当

程度防ぐことができ

たと認められる」と

認定している。

このように、規制

権限不行使の違法性

判断のうち結果回避

可能性について最高

裁判所の判例は、作為に

による結果回避の可能

性を「相当程度」(相

当性)という基準で判

断している。ところ

が原判決(大阪高裁判

決)は、適切な作為義

務を仮定したうえで

「事故の発生を相当

程度防ぐことができ

たかどうか」を判断

することなく、「本件

事故と同様の事故が

発生した可能性が相

当にある」と結論づ

けている。原判決を

破棄し戻すべきで

ある。

た。

この事実認定には

2つの誤りがある。

まず、原判決が採

用したのは、国

の試算

でO.P.+15mを超

え、規制者と

事業者に高い安全

性を認定した。

これを防ぎうる防潮

堤が存在しないで

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

力であったことはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

これで規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし

て回避手段としての

水密化を否定した。

あるから、原発の運

転を停止させないの

で、規制者と

事業者が規制

権限を行使する

べきであることはう

かがわれない」とし